

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	<p>スポーツ施設の使用の許可の変更</p> <p>堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場・陶器テニスコート）、堺市美原多治井運動広場（多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場）、堺市美原みの池運動広場（みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場）、堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由広場）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩いのひろば・硬式野球場）</p>	
根拠条例等・条項	堺市スポーツ施設条例 堺市スポーツ施設規則	第3条第1項 第10条第1項
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	<p>(根拠条文)</p> <p>スポーツ施設(附属施設を含む。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p style="text-align: right;">(堺市スポーツ施設条例第3条第1項)</p> <p>使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日までに、堺市スポーツ施設使用許可変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 野球場及び運動場 使用しようとする日前7日</p> <p>(2) 自由広場及び憩いのひろば 使用しようとする日の前日</p> <p style="text-align: right;">(堺市スポーツ施設規則第10条第1項)</p> <p>(基準)</p> <p>○市長は、前項の規定による使用の許可の変更の申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。</p> <p>○前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由があった場合において、使用の許可を変更してスポーツ施設を使用させることが適当であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合における申出は、第1項の申請書により行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(堺市スポーツ施設規則第10条第2項、第3項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日もしくは2日
	標準処理期間を設定できない理由	